
欧州連合（EU）によるウクライナへの支援の新展開 — EUMAM ウクライナを中心に —

日本大学危機管理学部 准教授 大八木 時広

- I はじめに
- II EPFの概要と支援内容
- III EUMAMの設立の背景およびその経緯
- IV EUMAMの支援内容
- V EUMAMに関する考察
- VI おわりに

I はじめに

(1) 問題の所在

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻に対抗して、欧米を中心とした国々はウクライナへの支援を開始した。こうした対ウクライナ支援はその後さらに強化され、米英はじめ一部の支援国は軍事支援にも踏み切った¹。米英などによる最新の装備の供与、および軍事支援の一環としての資金提供が開始されたのである。この状況下、EUは当初、非軍事分野での支援を実施していた²。ウクライナにおける戦況が厳しさを増す中で、EUは軍事支援の実施を決定する。しかし固有の軍事力を持たないEUにどのような軍事支援が可能であろうか。この点について Maksudらは、「国際機関としてのEUは、兵器を持たず、軍隊を保有せず、そして軍事支援とその支援の領域で共同イニシアティブの導入に関して政治的決定を下すだけ」と述べている³。EUの取った選択は、軍事支援としての資金提供（財政支援および人道支援のための資金提供とは区別される）であり、そのために欧州平和ファシリティ（The European Peace Facility）（以下ではEPFと記す）を設立することであった⁴。なおEPFに関しては別稿で扱う予定であり、本稿では次章において概要を記すにとどめる。

欧米各国による軍事支援が強化され最新装備などの供与が始まると、それに対応した訓練が必要となり、ここに訓練支援が軍事支援の次なる段階として浮上してくるのである⁵。欧米が支援する装備が、当初の携行式のものから、欧米諸国の榴弾砲や主力戦車（MBT）、さらにはアメリカ製のF16やフランス製のミラージュ2000といった第四世代の高性能戦闘機に及ぶと、訓練支援の必要性はますます高まることとなった⁶。またEUによる訓練の支援がEPFを補完するものとして構想される。その際、訓練の支援の主体となるのが欧州各国であり、実際に訓練を実施するのは各国の軍ということになる。ではこの点でEUには何ができるのであろうか。EUに求められるのは、上記のような各国の支援を補完することであり、訓練支援等への資金提供を行うことにある。こうし

て、EUはEPFの下に訓練の支援に特化したEUMAM ウクライナ（The European Union Military Assistance Mission in support of Ukraine。以下ではEUMAMと記す）を設立するのである⁷。そこで本稿では第一にEUMAMにはどのような背景が存在したのか、第二にその設立はどのような経緯をたどったのか、第三にそれはどのような内容であるのか、というリサーチ・クエスションに基づいて論考を行う。本稿の構成は次の通りである。ⅡではEUの対ウクライナ支援の概要についてEPFを中心に扱う。ⅢではEUMAMの設立の背景およびその経緯、ⅣではEUMAMの支援内容を扱う。ⅤではEUMAMに関する考察を行い、Ⅵでは「おわりに」として今後の課題を指摘して論考を締めくくる。

（2）EUMAM ウクライナに関する先行研究

ここではEUMAMに関する先行研究としてMaksak, Drapak, Gerasymchukによる共著論文を取り上げる。この先行研究は、「ウクライナとEUの防衛協力」（“EU Defense Cooperation with Ukraine”）と題されており、ウクライナとEUの両者の戦時下における協力体制について広範な枠組みで論じたものである⁸。当該先行研究は、EUMAMのみに焦点を当てたものではないが、EUMAMがウクライナとEUの防衛協力体制を支える主軸の一つとして捉えられ、分析の対象とされている⁹。

Maksakらは、EUMAMの主な目的として、ウクライナ側の兵員の準備が行われること、それによってウクライナの国土を防衛するための軍事能力が強化されることを指摘している¹⁰。またMaksakらは、EUMAMの下で、ウクライナ軍に必要な軍事訓練がEU加盟国の各所において個人レベル、集団レベル、そして専門的レベルで提供されることも挙げている¹¹。さらにMaksakらは、EUMAMの中核的な訓練場がドイツとポーランドに置かれ、EUの24加盟国が訓練ミッションの活動を補完することに合意している点も指摘している。

MaksakらのEUMAM全般に関する評価として、EUMAMの開始が意味することは、ウクライナが反撃を準備する点にあり、そしてウクライナが成功するかどうかは、とりわけヨーロッパ諸国の役割に拠っていることを指摘している。なお当該先行研究には、別の研究者（Anthony Lawrence）によって、「ウクライナ支援における軍事支援ミッション（EUMAMを指す）の設立は、地政学的役割をEUが構築する際のより重要かつ実際の段階だった。」とのマクロな視点からのコメントが付されている¹²。

Ⅱ EPFの概要と支援内容

（1）EPFの概要

前述のように、EUMAMはEPFの下に設立されたため、まずEPFについて触れておく必要がある。EPFはアテナメカニズム（2004年設立）とアフリカ平和ファシリティ（APF）（2004年設立）を基礎として2021年に設立された¹³。EPFの目的は、EUが衝突を防ぐ能力、平和を築く能力、

そして国際安全保障の能力を強化することとされている。より具体的にはEUの共通安全保障防衛政策（CSDP）の下で、軍事または防衛に影響を及ぼす作戦行動に対してEUが資金を調達することが目的とされた¹⁴。その活動に当たっては各加盟国に分担が求められ、各国は国民総所得（GNI）に応じて支援のための資金を拠出する。EPFの財政的上限は、2023年4月の時点で約79億7900万ユーロに設定されている¹⁵。なお本稿ではウクライナ支援の文脈でEPFを取り上げているが、EPFはウクライナ戦争の発生以前に設立されており、ウクライナのためだけに支援が行われる制度ではない。上記のようにして集められた資金を用いて、EU条約第28条および第30条にしたがって、EUは第三国、特定地域、国際機関のために行動の資金を拠出することができる¹⁶。このようにしてEPFは、第一に軍事力と防衛力を強化するために、第二に平和支援活動の軍事的側面を支援するために用いられる。EPFのオペレーションの根拠となるのがEU条約第42条（4）および第43条（2）である¹⁷。EPFの運営は、EU加盟国代表によって構成されるファシリティ委員会（議長はEU理事会の議長国代表が務める）の権限と指示の下で行われる¹⁸。またEPFの活動の管理は、オペレーション管理者、各作戦および任務の作戦指揮官、支援措置の管理者などによって行われる¹⁹。

（2）EPFの支援内容

EPFにおいては、2023年4月までに、7回に分けられた支援が行われてきた。それぞれの支援の回はトランシェ（tranche）と称され、第1から第7までのトランシェによる支援が実施されている。トランシェは「区分」といった意味である。第1トランシェは2022年2月28日にEU理事会によって採択されて、それ以降、間隔は不定期ながらトランシェと称される支援が続けられている。第1トランシェではEUの支援史上初めて致命的（殺傷力のある）装備（lethal equipment）を対象とした支援が含まれている²⁰。各トランシェでは約5億ユーロずつ拠出されており、第7トランシェまで合計すると約35億ユーロが拠出された。各トランシェに共通することは、ウクライナの国土の保全と主権を守り、ロシア軍の侵攻からウクライナの民間人を保護し、ウクライナ軍の能力と回復力を強化することが支援目的とされている点である²¹。この目的は本稿の主題であるEUMAMにも通底する目的である。各トランシェが採択されるタイミングは、ウクライナにおける戦況の変化に対応しており、戦況の新たな展開がみられる際には新たなトランシェが採択される傾向がみられる。例えば最初のトランシェが採択されたのは、上記のようにロシアによるウクライナ侵攻が開始された直後である²²。またロシア軍がウクライナの首都キーウの周辺から撤退し、東部ドンバス地方への本格的侵攻を始める状況下で、第3トランシェが採択されている²³。なおウクライナをめぐる状況の変化と各トランシェとの関連性は本稿では取り上げない。なお2023年2月2日にEU理事会で採択された第7トランシェにおいて、EPFのトランシェとしては初めてEUMAMによるウクライナへの支援の拠出が盛り込まれた²⁴。こうした支援のもつ意義について、EUのボレル上級代表（国内政府の外相に相当するポスト）は次のように述べている。「ウク

ライナはロシアの侵攻から国土と国民を守るために必要なすべての装備と訓練を受けるべきである。（ウクライナ）は自国を守るだけではない。（ウクライナ）はまた、われわれに共通する価値観と国際法の基本原則を擁護している²⁵。」この声明では前段において装備と訓練の提供が等しく重要性をもつものとして扱われており、EUMAMがEPFの重要な柱の一つに位置づけられている。また後段において、今次戦争が単にウクライナ一国の防衛のためだけではなく、共通する価値観と国際法の基本原則を擁護するとの普遍性をもつとの見方が示されている。ただしボレルの声明の中では共通する価値観の具体的中身には触れられていない。

Ⅲ EUMAMの設立の背景およびその経緯

本章ではEUMAMの設立の背景およびその経緯について取り上げ、第1および第2のサーチ・クエスチョンへの解答を試みる。EUMAMは、EUの対ウクライナ支援の一環としてウクライナ軍の兵員に対して軍事訓練を提供するミッションであり、具体的には個人的、集团的、専門的訓練を実施する²⁶。例えば、イギリスはすでにEU加盟国ではないが、開戦後の早い時期に少人数を対象としたウクライナ軍への訓練を開始していた²⁷。ウクライナが欧米製の装備を駆使して大規模かつ高度な作戦を展開するためには、一定の訓練が必要なのは自明の理であろう²⁸。2022年10月7日にプラハで開かれた欧州理事会の非公式会合において、EUの加盟国のリーダーたちは、ロシアへの圧力を高め、その軍事力を弱体化させるために対ロシア制裁を強化するとの決定を含め、ロシアのエスカレーションに対応するEUの対応について協議を行った。その中でEUMAMの構想に関して協議されたのである²⁹。なお本稿ではEUMAMをEPFと関連づけるが、元来、EUMAMはEPFとは別に構想され、後にEPFの支援の一環（具体的には前述のようにEUMAMの第7トランシェにおいて）として実施されることになる。

その直接の背景としては、ロシアがウクライナ東部4地域において住民投票を行い、その投票結果に基づくと称してこれらの地域を併合したことが挙げられる。EUはこれに対して、住民投票や4地域の併合が違法かつ無効であるとして強く反発し³⁰、こうした経緯もEUの対ロシア制裁および対ウクライナ支援が継続される大きな要因となっている。その後、ゼレンスキー大統領が、ウクライナ南部におけるロシア占領地域の一部をウクライナ側が奪還したとを発表して、ウクライナの本格的な反転攻勢が始まったことを伺わせた。この点からもウクライナが支援を早急かつ大規模に必要としていることがわかる。なお非公式会合の前日の10月6日、EU理事会は対ロシア制裁の第8パッケージを採択している³¹。こうした状況下、EUによる対ウクライナ支援の方針について、欧州理事会議長（いわゆるEU大統領）シャルル・ミシェルはつぎのように表明している。「（ロシアの行動は）ウクライナに対する侵略戦争であり容認することはできない。われわれ（EU）は、ウクライナを財政的、軍事的、また人道的そしてもちろん政治的に支援するために、われわれが用いることのできるすべてのツールと手段を動員することを決意している³²。」

こうした協議を下に³³、11月15日、EU理事会は、ロシアによるウクライナ侵攻に対してウク

ライナ支援を続けるため、EUMAMを立ち上げ³⁴、EPFの下で支援措置が採択された³⁵。なおこの理事会において、各加盟国の国防相はNATOのイエンス・ストルテンベルク事務総長とともにロシアによるウクライナ侵攻について非公式な意見交換を行っている³⁶。欧州諸国によるウクライナ支援に関連して、ボレル上級代表は次のように述べた。「明らかなことは、ウクライナの東部と南部の両戦線では、欧州と米国が供与した装備が有効である。とくに対空装備が有効である。これはロジスティクスの戦争であり、サプライチェーンが非常に重要であり、戦車、火砲、防空システムなどの重要装備が不可欠である³⁷。」したがってこうした重要装備やシステムを運用するためにもウクライナの兵員の訓練は必要不可欠かつ緊急の課題となるのである³⁸。EUMAMの始動が求められる所以である。

EUMAMの当初の計画では、加盟国は15000名のウクライナ軍兵員を訓練する予定であり、24加盟国がミッションに貢献することを申し出た³⁹。ハンガリーがエスカレーションの恐れや戦争に引きずり込まれるリスクへの懸念から、加盟国としては唯一、EUMAMの設立に関する理事会決定から建設的棄権を行ったのは前述の通りである⁴⁰。なお24加盟国のうちドイツとポーランドが自国領土に訓練センターを迎え入れることに同意した。ドイツは、“地雷処理や戦術運用のような特化された訓練”を提供した一方で、ポーランドは、防空、砲兵、サイバー、そして医療支援における多国間作戦レベル（multinational operational-level）の訓練を提供するなど突出した姿勢を見せている⁴¹。

IV EUMAMの支援内容

本章ではEUMAMによる支援内容を明らかにし、第三のリサーチ・クエスションへの解答を試みる。EUMAMでは次の二点がミッションの目的とされている。第一に、この支援により軍事作戦を効果的に実施するウクライナ軍の能力の強化に貢献することである。第二に、これによりウクライナが国際的に認められた国境内で領土保全を守り、主権を効果的に行使し、民間人を保護することである⁴²。EUMAMの支援内容は、第一に、EU加盟国の領土内（複数個所）において、最大15000人のウクライナ軍要員に個人的、集団的および専門的訓練をEUが提供することである。実際に訓練指導にあたるのはEU加盟国の軍となる。第二に、訓練を提供するEU加盟国の活動をEUが調整し同期化することである⁴³。またEUMAMには調整機能があり、ウクライナとそれを支援するEU加盟国の二国間活動、そして志を同じくする他の国際パートナーとの間の調整が行われる。第三に、参加を希望する非EU諸国との調整も行われる⁴⁴。なお2022年12月6日、非EU諸国としては初めてノルウェーがEUMAMを支持する協定に調印している⁴⁵。

EUMAMの支援はEPFの下で行われる。11月15日に開かれたEU理事会では、EUMAMによってウクライナ軍の能力構築を援助するため、EPFに基づく1600万ユーロ相当の支援措置が採択された⁴⁶。この支援措置によって、具体的には次のようなものが供与される。第一に、致命的力（殺傷力があるとの意）を発揮するように設計された弾薬、装備およびプラットフォームである。

ここでいうプラットフォームとは、例えばミサイルやロケットの発射装置およびそれらを搭載した車両などを指す。第二に、この支援措置を通じて資金が提供された機器の輸送、保管、保守および修理である⁴⁷。装備などが供与されても適切な場所に運ばなければ運用できず、また適切に保管されなければ十分に維持されず、また絶えず保守点検しなければ稼働率が落ちるか使用不可となる。修理は迅速かつ適切に行われる必要があり、こうした点は民生用の機器と全く変わらない。ちなみにEU側が設定した支援期間はこの時点では24ヶ月であった⁴⁸。この支援措置は、10月17日にEPFの下で第6トランシェの支援策が理事会で採択された後で決定され、いわゆる一連のトランシェとは区別される。EUMAMによるこうした支援措置を貫くEUの方針は、第一に、国際的に認められた国境内でのウクライナの独立、主権、領土保全、およびロシアの侵略から自衛するウクライナの正当な権利をEUが支持することである⁴⁹。第二に、EUとしては、ウクライナへ軍事的、経済的、社会的、財政的支援を可能な限り供与することである⁵⁰。

前述のようにEUMAMはその名の通り、EUによる対ウクライナ軍事訓練支援のミッションであり、支援に参加するのはEU加盟国である。しかし第三国の参加も認められており、ノルウェーがEU加盟国以外では初めてこの訓練ミッションに支援側として参加することとなった⁵¹。ノルウェー政府は以前、EU加盟を試みたことがあったが、国民投票により加盟が否決された経緯があった⁵²。他方で安全保障に関してはNATOに加盟することによって自らの国防の担保としていた⁵³。ノルウェーはロシアの近隣諸国として、その脅威を身近に感じる距離にあり、こうした安全保障上の懸念がEUMAMへの参加の背景となった可能性が高い。こうした観点からすると、EUMAMへ参加する第三国が他に現れる可能性は十分にある。

ノルウェーがEUMAMへ参加するとの決定を発表したのが10月31日であった⁵⁴。この決定は、12月6日、ノルウェーとEUが2023年に向けてウクライナを支援するためEUMAMに対するノルウェーの自発的財政上の拠出に関する行政協定に署名することによって正式なものとなった。これによってノルウェーはEUMAMのためにEPFに14億5000万ノルウェー・クローネ（約1450万ユーロ）の自発的財政拠出を行う⁵⁵。EUMAMの受け皿は当初からEPFであり、ノルウェーの事例においてもEPFの下でEUMAMへの資金提供がなされる⁵⁶。上記の協定にノルウェーが署名したことの意義は次の三点が考えられる。第一は、ノルウェーの事例は第三国がEUMAMへ財政拠出する初めての例ということにある。第二はEU加盟国ではないノルウェーが、安全保障および防衛問題でEUと限定的とはいえ緊密に協力するようになったことである。第三は、この事例においてノルウェーが、ウクライナの自由と主権の擁護を断固として支持していることが確認された点である⁵⁷。こうして上記の協定が発効することによって、ノルウェーはEUMAMの支援の枠組みにおいて、ウクライナ軍の訓練と装備に効果的に貢献し得ると考えられるのである。ノルウェーのこうした支援行動をEU側はどう評価しているのだろうか。この点についてボレル上級代表は次のような声明を出している。「EUMAMに対するノルウェーの財政支援は、ウクライナ軍がロシアの侵略に対して闘い続けるため、ウクライナ軍の訓練と装備をさらに後押しする。（こうした）パート

ナーとともに、(EUは)可能な限りあらゆる方法でウクライナを支援し続ける⁵⁸。」

EUMAMに関して、その後さらなる新展開がみられた。2023年2月2日、EU理事会はEPFの下で第7トランシェの支援措置を採択し5億ユーロの拠出を決めたのみならず、EUMAMへ4500万ユーロを拠出することが追加されている⁵⁹。こうした支援措置のもつ意義についてはボレル上級代表が次のように表明している。「ウクライナはロシアの侵攻から国土と国民を守るために必要なすべての軍事装備と訓練を受けるべきである。彼らは国を守るだけではない。彼らはまた、われわれの共通の価値観と国際法の基本原則を擁護している⁶⁰。」またEU理事会では、必要とされる限り、ウクライナを支援し続けるとの明確なメッセージが示されている⁶¹。このEU理事会の翌日、2月3日、ウクライナとEUの首脳会談が開かれて、ウクライナのゼレンスキー大統領とEUのミシェル大統領およびフォンデアライエン欧州委員長との間で協議がなされた⁶²。この首脳会談は24回目を数えており、協議の内容もさることながら、EUによるウクライナへの政治的支援を表明するという点で象徴的意味をもつ。この会談の場では、EUによるEPFの下での支援とともに、軍事訓練支援に関しても2023年にウクライナの兵員3万人を訓練するEUMAMを歓迎する旨がウクライナ側から表明されている⁶³。その後、訓練対象となる兵員は拡大され、2025年1月の段階では7万人のウクライナ兵の訓練が終了し、さらに訓練支援は続けられるとされている⁶⁴。

V EUMAMに関する考察

本節では以下においてEUMAMに関する考察を行う。ウクライナのロシアに対する抵抗および反撃が続く中で欧米各国やEUによる対ウクライナ支援が開始され、その中で一部の国によって軍事支援、とりわけ最新装備の供与が始められた。欧米各国によるウクライナへの最新装備の供与が始まるとその運用のための訓練が必要となる。当初、供与された装備は、歩兵携帯型のスティンガー地対空ミサイルやジャベリン対戦車ミサイルといった簡易型装備であり、運用には特別な訓練は必要とされなかった⁶⁵。その後、ドイツ製のPzH2000自走砲、フランス製のカエサル自走砲、アメリカ製のM777榴弾砲（前二者と異なり自走できず、他の車両により牽引される）⁶⁶、さらにその後、アメリカ製のM1エイブラム、イギリス製のチャレンジャー2、ドイツ製のレオパルト2の供与が決定されると、その高性能さゆえに兵員に対する訓練が必要となった⁶⁷。そのため前述したように、イギリスをはじめ欧州各国はウクライナ軍の兵員に対する訓練支援を展開することになったのは当然の成り行きといえる⁶⁸。注目すべきは、本稿が焦点を当てるEUによる軍事訓練支援である。EUは経済分野を中心に欧州統合を行っており、近年は独自の安全保障を模索しつつあるが⁶⁹、いわゆる軍事的活動はほとんど行っていない。こうした点を考慮すると、非軍事組織であるEUにとって、軍事訓練への支援という措置は従来の路線から一步踏み出すことを意味している⁷⁰。他方でウクライナにとって、欧米からの訓練支援は、最新装備の供与とともに必須かつ緊急である⁷¹。ここでは訓練支援を提供する側と提供を受ける側の思惑が一致しており、こうした背景の下でEUによる軍事訓練支援が構想されたことを指摘しておきたい。

前述の通り EUMAM の直接の目的はウクライナ軍の強化であり、そのことは二つの点で軍の強化に結びつくと考えられる。第一に、最新装備が欧米諸国から供与されることに伴い、その運用のための訓練を支援することによってウクライナ軍の強化へと結びつく。第二に、上記の目的以外に、兵員の基礎能力を向上させることによってウクライナ軍の強化へと結びつく⁷²。EUMAM の最終目的は、ウクライナ軍を強化することによって、ウクライナが領土を保全し、自らの主権を行使し、自国の民間人を保護することの三点に要約される⁷³。これら三点は EUMAM に関して EU によってしばしば用いられる言説であり、領土、主権、国民という、いわゆる国家の基本要素と合致する。EUMAM の目的には、国家としてのウクライナの存続という大方針が根底に秘められている。

EUMAM が EPF の下で支援を展開する点にも注目したい。EU にとって EUMAM の目的とは、EU が衝突を防ぐ能力、平和を築く能力、そして国際安全保障の能力を強化することにある⁷⁴。具体的にその目的は、共通安全保障防衛政策（CSDP）の下で防衛のための作戦行動への資金調達を可能にすることである⁷⁵。したがって EUMAM が EPF の下に設置されることは、EUMAM が EU の対外的軍事支援の柱の一つとして位置づけられることを意味する。EUMAM（そして EU）が目的とするウクライナ国家の存続は、EU による国際安全保障と緊密に結びつけて考えることができる。

EUMAM の支援内容について着目すると、前述したようにその第一は、EU 加盟国の領土内で、最大 15000 人のウクライナ軍の要員に個人的、集団的および専門的訓練を EU が提供することである。EU 加盟国の複数個所において訓練の実施が予定されており、これは実施側の負担軽減が意図されていると考えられる。第二に、訓練を提供する EU 加盟国の活動は EU によって調整される⁷⁶。訓練の実施主体はあくまでも EU 加盟国（の軍）であり、EU はそのための調整役・コーディネーター役の機能を担うわけである。EUMAM の調整機能は他にも、ウクライナを支援する EU 加盟国の二国間活動の調整だけではなく、他の国際パートナーとの調整も担い、さらに参加を希望する非 EU 諸国との調整も受け持つなど、訓練支援に関して総合的な調整役を担うことが想定されている⁷⁷。非 EU 諸国の参加という点では、初めてノルウェーが EUMAM に参加したことは前述の通りである⁷⁸。ノルウェーが EUMAM への参加を決めた背景には、元来、軍事大国ロシアの近隣として安全保障上の懸念を抱き続けてきた過去からの経緯に加えて、独自の外交・安全保障政策を模索するというノルウェー外交の大原則があった⁷⁹。このように、他の EU 非加盟国と比べてノルウェーは EUMAM に参加する動機が強くあったと考えられる。そのためノルウェーに続いて他の EU 非加盟国がただちに EUMAM への参加を選択するかは、必ずしも確実ではない。他の EU 非加盟国がノルウェーほど参加への強力な誘因を持たないかもしれないからである。ただしノルウェーの参加決定は、EUMAM が EU 非加盟国からも支持を受けていることを示し、その正統性をより高めることが考えられる。EU 側からは、前述のボレル上級代表の声明にあるように、ノルウェーの決定は歓迎され、評価されている⁸⁰。

11月15日に開かれた EU 理事会の決定では、EUMAM によってウクライナ軍の能力構築を援助

するため、1600万ユーロ相当の支援がEPFに基づき拠出されることになっており⁸¹、ここではその支援がEPFを通して行われることに注目したい。なお11月15日の時点では、EPF本体の支援は総額で約30億ユーロに達しており、その金額と比較するとEUMAMへの拠出額は少額にみえる。しかしながら訓練への独自の支援の枠が確保されている点には注目すべきである。

EUMAMの支援内容がウクライナにおける戦局および状況の変化に応じて柔軟に変更され、そして追加される点にも注目したい。EUMAMの具体的支援措置は2022年11月に採択されたが、しかしウクライナの状況はそれ以前から目まぐるしく変化している。2023年に入るとウクライナの攻勢は強まり、また欧米からの主力戦車などの供与が始まるなど軍事支援の強化がみられた。これに応じて理事会において、2月2日に、EPFの下で第7トランシェの支援が決定されたことは前述の通りであり、EUMAMにも4500万ユーロの拠出が追加されている⁸²。こうした措置などは状況の変化に応じた支援追加の代表的事例といえるのであり、EUが状況の変化に一定の程度は対応し得ることを示している。EUMAMを検討する際には、こうした状況の変化に対応した支援の追加ないしは強化という点も重要な視点となろう。

VI おわりに - 今後の課題

本稿ではまずEUの軍事支援プログラムであり、EUMAMの基盤であるEPFの概要が明らかにされた。具体的にはEPFがトランシェと呼ばれる支援の区分から成り立っており、2023年4月の時点では7つのトランシェが実施されている。そのうち第7トランシェにおいてはEUMAMへの支援が含まれ、EPFとEUMAMが結びつけられたことが明らかにされた。またEUMAMの設立の背景として、欧州各国によるウクライナに対する装備の供与や訓練支援の実施が始まる中で、EUMAMがEUによる対ウクライナ支援の訓練支援プログラムとして構想されたことも明らかにされた。EUMAMの下での支援が開始されたのが2022年11月である。また本稿では、EU非加盟国であるノルウェーがEUMAMに参加を表明することによって、EUの加盟国ではない第三国にも門戸が開かれたことが指摘された。以上の点は本稿の冒頭で示されたリサーチ・クエスチョンに答えようとするものであり、EUMAMが単なるEUによる支援に留まらない広がりをもたせよう。

以上、本稿におけるEUMAMについての記述と考察を踏まえて、今後の課題を以下に記しておく。本稿は確実な資料を入手する都合上、2023年4月までを論考の対象としている。したがって、EUMAMがどのような展開をみせたのかについての解明は、今後の研究課題として残される。その際、EUの支援がどのような形を取って継続されたのかについて注目されるべきだろう。いわば次なるリサーチ・クエスチョンとして、具体的にはEPFを軸とした支援が継続されるのか、EUMAM単独の支援が継続されるのか、あるいは新たな支援のステップへとEUが着手するのか、という点について解明される必要がある。そのことは欧州各国およびEUのリーダーの決断およびウクライナ側からの要請、そしてウクライナの戦況如何にかかっているとの仮説が立てられ

得るであろう。

EUMAM 自体については、EU の訓練支援がウクライナ軍に向けた支援全体の中でどのような役割と位置づけであるのか、今後明らかにされる必要がある。この点は EUMAM の意義をどう評価するのに関わり、ひいては EU による対ウクライナ支援の評価にも関わると考えられる。装備を単に供与するだけでなく、訓練自体を実施することは、供与された装備が現場において効果的に使われるために必要不可欠と考えられる。そのための支援は、ウクライナへ政治的支援をもたらすことに通じ、すなわち支援国が明らかにウクライナ側へ加担することを意味する。またウクライナにとって EUMAM による支援がどの程度有効であったのか明らかにされる必要があり、この点は今後の EU にとって、ウクライナ以外の国や地域に対して EUMAM と同様の支援を実施する際に、それが意味あるものとなるかどうかの試金石として評価されることになる。

¹ 欧州諸国の中ではイギリスがいち早く歩兵携行式の対戦車ミサイルなどの最新装備を供与したことが注目される。当時のイギリスのジョンソン首相は欧州の首脳の中で最初にウクライナを訪問しており、ウクライナへの貴重な政治的支援を行ったといえる。なお開戦当初、アメリカはスティンガー（携行式対空ミサイル）、ジャベリン（携行式対戦車ミサイル）をウクライナへ提供した。ジャベリンは、分厚い装甲で防護されている戦車の弱点である上部を攻撃するトップアタックが可能であり、都市部の戦闘においてきわめて有効と評価されている。またイギリスもジャベリンと類似の NLAW（携行式対戦車ミサイル）をウクライナへ提供した。この点について次の論稿を参照のこと。小谷賢（2023年）「ウクライナ戦争における欧米の対ウクライナ支援-機密情報と武器供与の観点から」『国際武器移転史』、第15号、38頁。

² そこには財政支援や人道支援などが含まれる。財政支援については次を参照。 The Council of the EU, (20th September 2022), *Council adopts additional €5 billion assistance to Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/20/council-adopts-additional-5-billion-assistance-to-ukraine/> (2025/11/15最終閲覧)。人道支援については次を参照。 The European Commission, (2023), *EU Civil Protection Mechanism-Fact sheet*, https://civil-protection-humanitarian-aid.ec.europa.eu/what/civil-protection/eu-civil-protection-mechanism_en#:~:text=Print%20friendly%20pdf-,What%20is%20it%3F,preparedness%2C%20and%20response%20to%20disasters (2025/11/15最終閲覧)。

³ Hennadiy Maksak, Mykhailo Drapak, Sergiy Gerasymchuk, (2023) “EU Defense Cooperation with Ukraine”, *SCREEUS GUEST REPORT* (Stockholm Centre for Eastern European Studies), No. 15, p.5.

⁴ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

⁵ 戦場が東部の平原等に展開されると、米国や各国から 155mm 榴弾砲などの重火器類が提供された。さらに火力の強化のため、米国は高機動ロケット砲システムのハイマースの供与に踏み切った。これらの西側現役の最新装備は習熟するのに一定の訓練が必要となる。ここに軍事支援としての訓練の緊急性が浮上してくるのである。小谷（2023年）、38頁。

⁶ アメリカをはじめとした欧米諸国は、ウクライナ軍への訓練支援の必要性を認識しつつも、こうした高性能装備の供与にためらったのも事実である。小谷（2023年）、38-39頁。

⁷ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/eu-response-ukraine-invasion/eu-solidarity-ukraine/>

(2025/11/15 最終閲覧).

⁸ Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p. 5.

⁹ Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p.5.

¹⁰ Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p.5.

¹¹ すなわち、個人レベルでは、欧米諸国から供与された装備の操作手順等の訓練、集団レベルでは軍の基本単位の連携などを指すと考えられる。上限は大隊レベルとされる。Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p. 26. なお専門的レベルの訓練内容については詳細が明らかではなく、おそらく現代戦に必須のインテリジェンスおよび電子戦に関する訓練が施されているものと思われる。欧米からのインテリジェンス支援に関しては次を参照。小谷（2023年）、第15号、2023年、29-41頁。

¹² Maksak, p. 26

¹³ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁴ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁵ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁶ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.EU条約第28および第30については次を参照。小林勝訳（2009年）『リスボン条約』御茶ノ水書房、32-33頁。

¹⁷ The European Council, (2023),*The European Peace Facility*. EU条約第42（4）および第43（2）の条文については次を参照。小林勝訳（2009年）、41-42頁。

¹⁸ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁹ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

²⁰ The Council of EU, (28th February 2022), *EU adopts new set of measures to respond to Russia' s military aggression against Ukraine*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/28/eu-adopts-new-set-of-measures-to-respond-to-russia-s-military-aggression-against-ukraine/>（2025/11/15最終閲覧）。

²¹ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

²² The Council of EU, (28th February 2022).

²³ The Council of EU, (13th April 2022), *EU support to Ukraine: Council agrees on third tranche of support under the European Peace Facility for total €1.5 billion*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/04/13/eu-support-to-ukraine-council-agrees-on-third-tranche-of-support-under-the-european-peace-facility-for-total-15-billion/>（2025/11/15最終閲覧）。

²⁴ The Council of EU, (2nd February 2023), *Ukraine: Council agrees on further military support under the European Peace Facility*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/02/ukraine-council-agrees-on-further-military-support-under-the-european-peace-facility/>（2025/11/15最終閲覧）。

²⁵ The Council of EU, (2nd February 2023).

²⁶ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.

²⁷ BBC News Japan, (2022年4月24日)「英政府、ウクライナに武器の追加供与へ ウクライナ兵20名以上が英国内で訓練」, <https://www.bbc.com/japanese/61205979>（2025/11/15/最終閲覧）。

²⁸ この点に関連して、ウクライナ軍が高度な作戦を展開するには、高性能な装備や質の高い訓練のみならず、インテリジェンス能力も必要となることは言うまでもない。アメリカからウクライナへ機密情報の提供が行われているとされ、そのことがウクライナ軍の損耗低減、ロシア軍への打撃に貢献しているとされる。小谷論文ではその一例としてロシア黒海艦隊の巡洋艦モスクワ撃沈が挙げられている。またサイバー防御の面でもアメリカ等の官民の支援も特筆されるべきであろう。アメリカ等のインテリジェンス支援については次を参照のこと。小谷賢（2023年）、33-38頁。

²⁹ The European Council, (7th October 2022), *Informal meeting of heads of states or government in Prague*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2022/10/07/>（2025/11/15 最終閲覧）。

- ³⁰ The European Council, (30th September 2022), *Statement by the Members of the European Council*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/30/statement-by-the-members-of-the-european-council/> (2025/11/15/ 最終閲覧).
- ³¹ The Council of the EU, (6th October 2022), *EU adopts its latest package of sanctions against Russia over the illegal annexation of Ukraine's Donetsk, Luhansk, Zaporizhzhia and Kherson regions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/06/eu-adopts-its-latest-package-of-sanctions-against-russia-over-the-illegal-annexation-of-ukraine-s-donetsk-luhansk-zaporizhzhia-and-kherson-regions/> (2025/11/15 最終閲覧).
- ³² The European Council, (7th October 2022).
- ³³ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ³⁴ The Council of the EU, (15th November 2022), *Ukraine: EU launches Military Assistance Mission*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/15/ukraine-eu-launches-military-assistance-mission/> (2025/11/15 最終閲覧). Kristi Raik, Steven Blockmans, Anna Osypchuk & Anton Suslov, (2024) "EU Policy towards Ukraine: Entering Geopolitical Competition over European Order", *The International Spectator* (Italian Journal of International Affairs), VOL. 59, NO. 1, p. 50.
- ³⁵ The Council of the EU, (15th November 2022), *Foreign Affairs Council (Defence)*, <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/fac/2022/11/15/> (2025/11/15 最終閲覧).
- ³⁶ The Council of the EU, (15th November 2022), *Foreign Affairs Council*. なおEUMAMは当初、すべての加盟国から賛同を得ていたわけではない。ハンガリーはEUMAMに投票しなかった唯一の加盟国であり、エスカレーションのおそれと戦争に引き込まれるリスクに言及していた。しかしハンガリーは、建設的棄権 (constructive abstention) によってEUMAMを可決させた。Raik, Blockmans, Osypchuk & Suslov, (2024), p.50.
- ³⁷ The Council of the EU, (15th November 2022), *Foreign Affairs Council*.
- ³⁸ こうした訓練支援に追加して、理事会はミッションへ訓練器材 (training equipment) を提供するため、2022年11月14日と2023年2月2日に、別の 'より小規模な二つ (smaller duo)' の支援措置を採択した (致命的装備と非致命的装備)。Ioannis Foukas, Panagiotis (Panos) Blanos and Georgios Papagiannis, (2024) "EPF: Fostering Differentiation with Flexibility or Contemplating CSDP Out of the Box", *European Journal for Security Research*, No.9, p.106.
- ³⁹ Kristi Raik, Steven Blockmans, Assem Dandashly, Gergana Noutcheva, Anna Osypchuk and Anton Suslov, (2023) *Tackling the Constraints on EU Foreign Policy towards Ukraine: From Strategic Denial to Geopolitical Awakening*, JOINT Research Papers, No. 20, p.30.
- ⁴⁰ Raik, et al., (2023), p.30-31.
- ⁴¹ Raik, et al., (2023), p.30-31.
- ⁴² The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁴³ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁴⁴ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁴⁵ The Council of the EU, (6th December 2022), *EU and Norway sign an agreement in support of EUMAM Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/06/eu-and-norway-sign-an-agreement-in-support-of-eumam-ukraine/> (2025/11/15 最終閲覧).
- ⁴⁶ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁴⁷ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁴⁸ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁴⁹ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁵⁰ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁵¹ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.

- ⁵² ノルウェーと欧州統合の関係については次を参照。大島美穂（1990年）「ノルウェー」75-81頁（百瀬宏編著『ヨーロッパ小国の国際政治』、東京大学出版会、1990年所収）。
- ⁵³ 大島（1990年）。
- ⁵⁴ The Council of the EU, (6th December 2022).
- ⁵⁵ The Council of the EU, (6th December 2022).
- ⁵⁶ The Council of the EU, (6th December 2022).
- ⁵⁷ The Council of the EU, (6th th December 2022).
- ⁵⁸ The Council of the EU, (6th th December 2022).
- ⁵⁹ The Council of EU, (2nd February 2023).
- ⁶⁰ The Council of EU, (2nd February 2023).
- ⁶¹ The Council of EU, (2nd February 2023).
- ⁶² The European Council, (3rd February 2023), *Joint statement following the 24th EU-Ukraine Summit*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/03/joint-statement-following-the-24th-eu-ukraine-summit/> (2025/11/15 最終閲覧)。
- ⁶³ The European Council, (3rd February 2023).
- ⁶⁴ The European Union, (2025), *European Union Military Assistance Mission Ukraine (EUMAM Ukraine) Fact Sheet*, <https://www.eeas.europa.eu/sites/default/files/documents/2025/2025-EUMAMUkraine.pdf> (2025/11/14 最終閲覧)
- ⁶⁵ これらの装備が、小規模な機甲部隊しか有さないウクライナにとって、初期の防衛戦において有効であった。しかしこれらをもって本格的な反攻作戦を展開するのはほとんど不可能でもあったことは明らかである。
- ⁶⁶ これら欧米製の火炮（正確には榴弾砲）が、速射性能、命中精度いずれにおいてもロシア製のそれを大幅に上回っており、ウクライナ側の大規模な反撃作戦の原動力となっていることは論を待たないであろう。
- ⁶⁷ これらは第3世代戦車、あるいは最新型になると第3.5世代戦車と呼ばれ、高性能である分、その運用には高い技量が求められる。しかも個々の車両の操作訓練に加えて、機甲部隊として運用されるためには、車両間の連携、さらに歩兵、自走砲、歩兵戦闘車などとの連携訓練、部隊運用の訓練も欠かせない。したがってこうした点からも質の高い訓練を行う必要が求められる。
- ⁶⁸ BBC News Japan, (2022年4月24日)。
- ⁶⁹ この点はEU防衛白書の策定に現れている。次を参照のこと。The European Union, (2025), *JOINT WHITE PAPER for European Defence Readiness 2030*,
https://defence-industry-space.ec.europa.eu/document/download/30b50d2c-49aa-4250-9ca6-27a0347cf009_en?filename=White%20Paper.pdf (2025/11/14 最終閲覧)。
- ⁷⁰ しかしながらこのことをもって、EUが1950年代に構想されたいわゆるプレヴァン・プラン、すなわち欧州防衛共同体（EDC）構想のような段階に入るとは考えられない。EDCについては次を参照。益田実、山本健（編著）（2019年）『欧州統合史-二つの世界大戦からブレクジットまで』、ミネルヴァ書房、54-63頁。
- ⁷¹ この点はウクライナ側、あるいはゼレンスキー大統領からEU-ウクライナ・サミットにおいても繰り返し強調されている。The European Council, (3rd February 2023).
- ⁷² The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁷³ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁷⁴ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁷⁵ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.
- ⁷⁶ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁷⁷ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁷⁸ The Council of the EU, (6th December 2022).

⁷⁹ The Council of the EU, (15th November 2022). 大島美穂（1990年）。

⁸⁰ The Council of the EU, (6th December 2022).

⁸¹ The Council of the EU, (15th November 2022).

⁸² The Council of EU, (2nd February 2023).